

一般社団法人 霧ヶ峰Act 会員規約

一般社団法人 霧ヶ峰Act（以下「当法人」といいます）は霧ヶ峰で子どもがいきいきと遊べる持続可能な環境を作るための調査や、企画・立案を行い、必要であれば実施・運営へも参画し、その活動を通じて自然保護への理解を高めると共に、霧ヶ峰が抱える諸問題解決に資することを目的としています。

当法人への入会を希望される皆さまにおかれましては、こうした当法人の設立趣旨をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意のうえで入会いただきますようお願いいたします。

（目的）

第1条 この規約は、当法人への入会にあたって、必要な事項を定めることを目的とするものです。

（登録手続き）

第2条 当法人への入会を希望する個人・自治体・企業・団体（以下「会員」といいます）は、所定の入会申込書を提出、または当法人のホームページ上で必要事項を入力し、入会審査が終了した旨が通知された時点で契約締結とみなします。

2 会員は、当法人が規定する会費を指定の口座に振り込むことで会員の登録が完了します。

（会員種別の変更）

第3条 会員は、当法人の承認を得ることにより、その会員種別を変更することができます。この場合、書面による所定の変更手続きを行うようにしてください。

（登録情報変更の届出）

第4条 会員は、その氏名、住所並びに連絡先等、当法人が定める情報について、変更が生じた場合には、速やかに書面による所定の変更手続きを行うようにしてください。

2 当法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益について責任を負いません。

3 会員は、会員が前項の通知を行わなかったことにより第三者が不利益を被った場合にその責任を負います。

（期間）

第5条 入会の期間は、入会の時期にかかわらず4月1日から翌年の3月31日までの1年間となります。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに、いずれの契約当事者からも異議のない場合には、本規約と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

（会費）

第6条 当法人の会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(1) 賛助会員 年会費 一口 55,000円 (一口以上)

(2) 協力会員 年会費 一口 11,000円 (一口以上)

- 2 当法人の事業年度（4月1日より翌年3月31日）をもって、各会員の年間会費の期間とする。
- 3 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年間会費の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年間会費の半額とする。

（譲渡禁止等）

第7条 会員は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとし、ます。

（契約解除）

第8条 会員が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続き終了後に契約解除とします。ただし、会員は1か月以上前に当法人に対して予告をするものとし、ます。
また、この場合、当法人は会員に対して、いかなる理由を問わず、契約解除における会費の返還はしないこととし、ます。

（不保証）

第9条 当法人は、本契約の締結により会員に対して、当法人の運営の継続等を保証するものではありません。

（本規約の変更）

第10条 当法人は、いつでも必要に応じて本規約の内容を追加・変更・削除することができるものとし、ます。これら変更等の内容は、当法人のホームページに掲載します。この掲載があったときに効力を発するものとし、以後会員は当該変更を了承したものとします。なお、この他、当法人が定める各諸規定等の変更についても、同様の扱いとします。

（個人情報の取り扱い）

第11条 当法人は、個人情報保護法及び本規約の規定に基づいて、会員の個人情報を適切に取り扱うものとし、ます。

- 2 会員は、当法人に対して提供した個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲で利用することに同意するものとし、ます。
 - (1) 会員が提供する各種サービスや、当法人の活動を会員に知らせる必要がある場合
 - (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと、当法人の有形・無形媒体に掲載する場合
 - (3) 当法人の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - (4) 当法人が、秘密保持等の契約を結んだ法人、または個人に対してサービスの運営上情報を提供する必要がある場合
 - (5) 当法人が、会員サービスに関する業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
 - (6) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載される、やむを得ない場合の情報開示など

（知的財産権及び成果物の帰属）

- 第12条 当法人の会員サービスによって提供される情報の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当法人に帰属します。ただし、当法人が特に「会員に帰属する」と指定するものは、この限りではありません。
- 2 会員がアンケート等で当法人に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当法人に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。
 - 3 当法人は、会員から提供された情報をもとに、個人を特定できないように加工した統計情報を作成することがあります。なお、この場合の著作権その他の知的財産権は当法人に帰属し、会員はいかなる権利も持たないものとします。

（禁止行為と損害賠償）

第13条 会員は、以下の行為を行ってはけません。

- (1) 他の会員、当法人または第三者の著作権、肖像権、その他知的所有権を侵害する行為
 - (2) 他の会員、当法人または第三者の財産、信用、名誉、プライバシー、その他の人権等を侵害する行為
 - (3) 他の会員、当法人または第三者を差別、批判、攻撃、誹謗中傷する行為
 - (4) 当法人が指定した機密を承諾なく開示する行為
 - (5) 会員サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為
 - (6) 個人的な勧誘行為、その他会員の権利を利用して、個人的な目的外活動を行うこと
 - (7) 会員サービスを通じて入手した情報を複製、販売、出版その他の方法により私的利用の範囲を超えて使用すること
 - (8) 会員の権利を利用して政治活動、選挙活動あるいは宗教活動を行うこと
- 2 会員が本規約に反した行為を行った場合、または不正・違法に会員サービスを利用することにより当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して、相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行う場合があります。

（免責事項）

- 第14条 当法人は、会員が活動を通じて得る情報などについて、その完全性・正確性・確実性・有用性等、いかなる保証も行わないものとします。
- 2 当法人は、会員が当法人の活動に関わることにより取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して他の会員または第三者に対して損害を与えた場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。
 - 3 当法人の管理にない私的領域における会員間の問題・紛議等について、当法人は一切の責任を負わないものとします。
 - 4 本条における規定は当法人に故意または重過失が存在する場合または会員が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。
 - 5 当法人が損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当法人の行為を直接の原因として現実に発生した損害に限定され、かつ、損害の自由が発生した時点から遡って1年間に会員から現実に受領した会費その他の金銭等の総額を上限とします。

(準拠法及び合意管轄)

第15条 本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとし、本規約に関する紛争その他の一切は地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。